

第11回教育研究評議会記録

日 時 平成24年2月14日(火) 13:30~14:55

場 所 柏原キャンパス事務局棟 大会議室

出席者 長尾, 栗林, 岩川, 木立, 野田, 石田, 高橋, 正木, 安福, 米川, 入口
木下, 越桐, 白井, 安部, 佐藤, 辻岡, 土井, 大脇, 畦(20名)

陪席者 野口監事, 清水監事, 鈴木学長補佐

傍聴人 田中ひかる准教授

開会に先立ち, 長尾学長から平成23年度第10回教育研究評議会の記録確認がなされた。引き続き, 長尾学長から議事の進め方については開催通知の順番に進める旨の発言がなされ, 傍聴申請があった1名に対して議題(1)以外の傍聴が認められた。

議題(1) 平成24年度教員人事について

長尾学長から特任教員採用人事1件の報告がなされ, 了承された。

議題(2) 障がい学生支援委員会規程の制定について

長尾学長から資料に基づき説明が行われ, 質疑応答の結果, 原案どおり了承された。

【主な質疑】

- 参考資料の障がい学生修学支援ルーム設置要項(以下,「設置要項」)に関して, 第2項で支援ルームが対応する学生として「本人及び保護者が支援を受けることを希望」することが要件とされているが, 本人と保護者の希望が相違する場合, 本人が成人であった場合に保護者の判断でその決定を覆すことは法的に問題はないのかとの質疑に対して, 今後支援に関わる指導教員, 保健センター教員及びコーディネーター等が, 学生, 保護者双方の理解を得ながら支援を行うことが必要であると考えており, そうしなければ, 支援ルームとして効果的な支援は実施できないと考えているとの答弁が野田副学長よりなされた。
- 本人と保護者の希望が異なる場合は, 本人の希望を最優先とすべきではないのかとの意見に対して, 保護者の理解が得られない場合には, 支援ルームや担当教職員が保護者と話し合い, 理解を得る努力をすべきであるとの答弁が長尾学長よりなされた。
- 本人と保護者の希望が異なる場合の支援については, 法的な問題を含めて考慮しておくべきであるとの意見がなされた。
- 支援が必要だと考えられる学生が支援を希望しない場合, 支援ルームとしては支援することができないのかとの質疑に対して, 本人が希望しないにもかかわらず大学が支援を強制するようなことがあれば, 人権の観点からも問題があると思われるとの答弁が長尾学長よりなされた。
- 本人又は保護者が支援を希望しない場合, 第3項第3号の「授業保障や配慮に関する授業担当教員及び指導教員との連絡調整」さえ行うことができないのかとの質疑に対して, そのような連絡調整は, 本要項が規定する支援の前提が満たされた上でなされるべきであると考えているとの答弁が長尾学長よりなされた。

- ・ 設置要項第2項の「障がいのある学生」の定義と支援に関する運用の原則とを分けて定めてはどうかとの意見に対して、効果の上がる支援を行うためには、本人と保護者双方の同意がなければ難しく、一体的に定めることにより、両者からの希望を取り付ける努力もしていくということであるとご理解いただきたいとの答弁が野田副学長よりなされた。
- ・ 設置要項第2項では、「障がいのある学生」の定義を「本要項において」と限定しているが、障がい学生支援委員会規程では、障がいを設置要項での定義よりも広く捉えて審議することとしているので、区別して考えていただきたいとの発言が木立理事よりなされた。
- ・ 支援ルームは、組織としてだけでなく、物理的にもそのような部屋が置かれることとなるのかとの質疑に対して、部屋の確保を予定しており、その場所も検討しているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 本規程第4条第1項で規定されている委員会の組織に関して、第7号に「特別支援教育講座から選出の専任教員」とあるが、第3号「教員養成課程長が推薦する教員」若しくは第11号「学長が指名する職員」としてではなく、特定の講座を指定した理由は何かとの質疑に対して、特別支援教育講座にはワーキングの段階から関わっていただいております。委員会の今後の運営においても引き続き深く関わっていただきたいと考えているためであるとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 要項の文言等については、今回の議論を受けて柔軟に対応するという形で受け取っていただき、修正すべき部分があれば修正するというように、柔軟に対応していただきたいとの意見がなされた。

議題（3）センター長選考規程の一部改正について

議題（4）保健センター所長選考規程の制定について

長尾学長から、議題の提案趣旨が同一であるため、併せて提案する旨の発言がなされた。続いて、資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、原案どおり了承された。

【主な質疑】

- ・ センター長選考規程第4条第2項で「学長が特に必要と認める場合は、更に2年を限り延長することができる」と規定されていることに関して、当該規定は学校危機メンタルサポートセンター長以外にも適用されるのかとの質疑に対して、本規程で定めるとおり、今回の一部改正で新たに規程を設ける保健センター所長の場合を除き、他のセンター長についても適用されるとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 保健センターの長を「所長」と称するのであれば、当初よりセンター長選考規程で規定しているセンター長の範疇には含まれていないのではないかとの質疑に対して、そのような議論もあろうかとは思いますが、これまでの経緯を踏まえれば、このような形での対応とさせていただくことにご理解いただきたいとの答弁が長尾学長よりなされた。

報告事項（1）男女共同参画推進行動計画（案）について

鈴木学長補佐から資料に基づき報告がなされた。

【主な質疑】

- ・ 本行動計画については、先日部局に対して意見照会があり、回答したところであるが、部局からの意見が反映された部分はあるのかとの質疑に対して、行動計画1-1で、当初附属学校園教員及び事務職員の部分にのみ年齢構成に関する記載が入っていたのを、大学教員にも反映させるべきであるという意見を受け、そのように改めた。また、行動計画3-1で、「男女共同参画を推進するために必要な施設・設備」に加えて「サービス（託児ルームサービスなど）」を追加した。その他の意見については、行動計画の本文中ではなく、解説の形で補足させていただくこととしており、そのような対応とすることをご了承いただきたいとの答弁が鈴木学長補佐よりなされた。

報告事項（2）平成24年度大学入試センター試験を課す推薦入試合格者数について
野田副学長から資料に基づき報告がなされた。

報告事項（3）平成24年度学部私費外国人留学生入学試験合格者数について
野田副学長から資料に基づき報告がなされた。

報告事項（4）平成24年度特別支援教育特別専攻科入学試験合格者数について
野田副学長から資料に基づき報告がなされた。

報告事項（5）平成24年度大学院教育学研究科（修士課程）第2次入学試験合格者数について
野田副学長から資料に基づき報告がなされた。

報告事項（6）平成24年度大学院カリキュラムの一部改正について
野田副学長から資料に基づき報告がなされた。

報告事項（7）その他

- 1) 京阪奈三教育大学連携推進事業について
栗林理事から資料に基づき報告がなされた。

以 上